



+

交通事故抑止活動

◆◇◆ 一時停止 ◇◇◆

街中で目にする、赤い三角に「止まれ」と書かれた一時停止の標識。
皆さんはこの標識のあるところでは、いつでも必ず止まっていますか。

安全指導のポイント

道路交通法では、

「車両等は、道路標識等によって停止すべきことが指定されている時は、停止線の直前で、停止線がない場合は交差点の直前で一時停止しなければならない」と定めています。



自転車に乗っている時も

必ず止まらなければいけません。



歩いている時も

しっかり止まって左右の安全確認を行い、慎重に横断しましょう。



一時停止の標識が立っているのは、そこが見通しが悪く、事故が起きやすい危険な場所だからこそ。

道路を利用する一人一人が安全行動に努めて
交通事故を防いで下さいね。